

(様式第1号)

令和元年度第1回行政評価委員会 会議録

日 時	令和元年7月23日(火) 18:00 ~ 20:00
場 所	芦屋市役所 東館3階 大会議室
出席者	委員長 林 昌彦 副委員長 寺見 陽子 委員 河上 哲也 木村 祐子 上月 敏子 極楽地 愛子 市側出席者 森田 昭弘(市民生活部長) 安達 昌宏(福祉部長) 三井 幸裕(こども・健康部長) 辻 正彦(都市建設部長) 山城 勝(都市建設部参事(都市計画・開発事業担当部長)) 岸田 太(教育委員会管理部長) 北尾 文孝(教育委員会学校教育部長) 田中 徹(教育委員会社会教育部長)
欠席者	なし
事務局	川原 智夏(企画部長) 奥村 享央(企画部政策推進課長) 濱口 利幸, 筒井 大介(政策推進課主査) 岡本 将太, 堂ノ前 貴洋(政策推進課係員)
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

- (1) 委員会委員委嘱
- (2) 部長あいさつ
- (3) 委員会委員自己紹介
- (4) 市関係職員等の紹介
- (5) 委員長, 副委員長選出
- (6) 委員長, 副委員長あいさつ
- (7) 会議運営に関する議題等
- (8) 議 題

- ア 委員会に関する説明及び会議録の公表等について
- イ 創生総合戦略に関する取組について
- ウ その他

2 配布資料

第1回行政評価委員会次第

資料 1：委員会に関する説明及び会議録の公表等について

資料 2：評価対象事業 対照表

資料 3：芦屋市創生総合戦略の事業実施内容について

資料 4：創生総合戦略 評価票（案）

参考 1：平成30年度行政評価委員会による外部評価結果（平成29年度決算評価）

参考 2：芦屋市創生総合戦略（概要版）

3 審議経過

（事務局：奥村課長） ただ今より芦屋市行政評価委員会を開催します。本日はお忙しい中、ご出席を賜りありがとうございます。政策推進課長の奥村です。よろしくをお願いします。

本委員会は行政評価の推進に関する事項について審議いただくこととなっておりますが、今回は本市の平成30年度における創生総合戦略の取組を評価いただき、今後の取組の改善につなげていくことを目的として開催します。

本市の創生総合戦略は、人口減少、少子高齢化などに起因する諸課題の解決を中心に、総合計画を加速化することで目指すべき未来を実現しようとするものです。

議事の進行は、本来、委員長にお願いするところですが、第1回目の会議ですので、委員長が選出されるまでの間は、事務局で進行させていただきます。

（次第1 委員会委員委嘱において、委員に委嘱状を交付した。）

（次第2 部長あいさつ から 次第4 市関係職員等の紹介 まで省略）

（次第5 委員長、副委員長選出 において、芦屋市行政評価委員会規則の第2条第1項及び第2項により委員の中からの互選で林委員が委員長に選出され、同条第4項の規定に基づき、林委員長の指名により、寺見委員が副委員長に選出された。）

（次第6 委員長、副委員長あいさつ を省略）

(林委員長) それでは、議題（次第7）、会議の運営について、事務局より報告をお願いします。

(事務局：奥村課長) 芦屋市行政評価委員会規則第3条第2項に「委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない」とあります。本日は委員6名中6名が出席されておりますので、本委員会は成立しております。

会議の公開については後ほど資料でも説明予定ですが、議題に入るに当たり、本日の会議の取扱いを決めていただく必要があります。

本市の情報公開条例第19条では、一定の条件の場合で委員の3分の2以上の多数により非公開を決定した場合を除き、原則公開と定めております。

本日の議題は特に非公開とするものはありませんので、公開するということにしたいと考えています。

(林委員長) ただ今説明がありましたが、本委員会を公開することにご異議ありませんでしょうか。

(委員) 異議ありません。

(林委員長) 了承いただきましたので、公開とします。

これより、会議の傍聴をお認めしたいと思います。傍聴を希望される方がいらっしゃいましたら、事務局からご案内をお願いします。

(事務局：奥村課長) 傍聴者はいらっしゃいません。

次第8 議題（1）委員会に関する説明及び会議録の公表等について

(林委員長) それでは、議題の1つ目、「委員会に関する説明及び会議録の公表等について」事務局より説明をお願いします。

(事務局：奥村課長) 「資料1 委員会に関する説明及び会議録の公表等について」に沿って説明（省略）

(林委員長) 事務局からの説明にもありましたが、会議録については、発言内容とともに、発言した委員名も公表するものとします。

会議録の公表に当たっては、全員で会議録の内容を確認した後にホームページ等で公開されます。

また、今後やむを得ず委員会に出席できない委員においては、事前に意見を事務局まで提出するなどの対応をお願いしたいと思います。

今後の進め方についても説明がありましたが、以上の形で委員会を進めていきたいと思いますがいかがですか。

(委員) 異議ありません。

次第8 議題(2) 創生総合戦略に関する取組について

- (林委員長) それでは、議題の(2)「創生総合戦略に関する取組について」基本目標ごとに事務局より説明をお願いします。
- (事務局：奥村課長) 「資料3 芦屋市創生総合戦略の事業実施内容について(基本目標1. 安全・安心で良好な住宅地としての魅力を高め、継承する)」について説明(省略)
- (林委員長) 公共サインの設置について、現状は十分統一化されていないという認識なのでしょうか。また、両立する必要があるということが課題だとすると、具体的にどこが両立できていないのでしょうか。
- (辻部長) 完璧に統一化されているとまでは言えない状態であり、啓発看板のように随時出しているような看板もあるため、今後は色調等もある程度統一していこうと考えています。課題は、サインとしての分かりやすさと景観上の観点から、回遊性を向上させるまでは出せていないことです。
- (木村委員) 公共サインの概要と今後については、どのように考えているか教えてください。
- (辻部長) 主に駅前にあるような総合サイン、駅等の方向が分かるような誘導サイン、自転車の駐輪禁止区域や喫煙区域などを周知する啓発サインの3種類があります。平成29年度から3か年で、モデル地区としての阪神とJRの間の地区に69か所を設置して検証し、その後、全市的に広げていきたいと思っており、どこまで設置するかはバランスを考えて見極めていきたいと考えています。
- (木村委員) 他市から来られた人に、金融機関や郵便局等の場所をよく聞かれることがあります。そのような内容も含めると、非常に分かりやすいです。
- (辻部長) 最近はスマートフォンをお持ちの方も多いため、サインがどこまで必要か見極める必要があります。
- (林委員長) この69基は、同じタイプでしょうか。
- (辻部長) はい。今年度新たに62基設置し、啓発サインとして路面等に表示するものを仕上げていきます。
- (木村委員) どういったものでしょうか。また、市全体の案内看板は変わることもあるから、変更も必要なのでしょうか。
- (辻部長) 啓発は縁石など、なるべく景観に配慮して設置するものです。今までの啓発看板は景観的に良くないこともあり、見直します。内容が変われば看板自体を取り替えるのではなく、その部分だけ変更します。
- (林委員長) 市民には周知されていますか。
- (辻部長) 平成29年度の公共サイン設置をするにあたって、観光協会や障がい者団体にご意見をお聴きしました。3か年でモデル地区が完成するため、今

後はアンケートやモニター制度を使って、市民の方々にご意見を聴いた上で検証し、全市的にどう広げていくか検討する予定です。

(上月委員) 屋外広告物条例の推進について、補助制度の申請数が徐々に増加していますが、平成30年10月現在で716件の不適合の物件があるということでしょうか。令和元年6月30日を過ぎると改修費用の補助が減額されますが、この716件に対してどのように取り組まれるのでしょうか。

(山城参事) 平成30年10月末現在の716件から、令和元年6月末現在には483件まで減少しています。約330件程度がこの8か月間で減少したという状況で、令和元年6月30日以降も様々なご相談なども受けており、令和3年6月30日で終了する補助制度を活用していただき、徐々に屋外広告物の撤去、改修を進めていただいております。

(林委員長) 昨年度も議論があり、広告主の方に理解してもらうため、ガイドラインの充実や具体的な例を示すなどの取組はされていますか。

(山城参事) ご意見をいただいた後、周知については、ホームページや広報紙で行っており、本年3月1日には特集号を発行いたしました。また、ガイドラインを活用しながら実施事例などをお示しして、相手方の思いも十分斟酌しながら提案もしています。例えば、改修方法、色やデザインなども協議し、ご理解を得られている状況です。

(木村委員) 事務が立て込み、申請から実施までに時間がかかったのでしょうか。

(山城参事) この6月末以降で補助の限度額が変わるため、申請が多くはなりましたが、申請に係る処理が滞っていたという状況はありません。補助が十分に受けられるように対応はさせていただいているところです。

(林委員長) 今後、最後まで残る不適合物件への対策を検討する必要があります。

(山城参事) 条例施行が平成28年7月1日で、最長で令和8年度までの10年の期間を設けております。対象物件については、適合していない旨を重ねて説明している状況です。条例には罰則規定を設けていますが、そういったことは念頭に置かず、ご協力を依頼して取り組んでまいります。

(林委員長) 無電柱化や歴史的な建造物などトータルで街並みをどう作っていくのかという議論の中で、屋外広告物を位置づける必要があります。ただそれが不適合だからと言っても、なかなか理解いただけない。まち全体をどのようにしていきたいかを、アピールする必要があると思います。

(極楽地委員) 無電柱化事業の推進の課題に記載のある、沿道住民との丁寧な協議について、保護者から警備員に関することや通学路が通れないといった声を聞いています。地域の声や子どもたちの安全安心が大事です。無電柱化は、防災面で推進いただきたいが、安全安心の面も重視してほしいです。また、PTAが直接、工事会社に電話していますが、相談できる窓口

があればいいなと思っています。

(辻部長) 工事の際は看板を出しており、連絡先を必ず載せています。今回の無電柱化の場合は道路課になるため、お電話いただければ対応させていただきます。

(林委員長) 方向性に記載されている課題の整理とは、どういうことでしょうか。

(辻部長) 1つは、コストが相当かかるため、本市だけで実施できるかという話もありますが、色々な方策によりコストダウンできないかということです。さらに、工事が長期間にわたるため、短縮できないか、また、架空での引き込みから地中での引き込みへのやり直しが必要になることから、もう少しシステムティックにできないかなど整理する必要があります。

(寺見副委員長) 景観重要建造物の指定について、この2つを選ばれた理由や選定基準は何でしょうか。指定の際に、審査委員会を設けられたのですか。また、指定により、市からの補助が出るという保証はありますか。

(山城参事) 市内の建物 10 数件の候補を調査した中で、特にこの2つがシンボリックであり、地域のランドマークとして、また、歴史的文化的価値を持っている等の要素を持ち合わせているため、本市の都市景観審議会で審議し、指定したものです。なお、指定には所有者の同意が必要であり、景観法に基づき、例えば建物の改修などの際に市への許可申請が必要になるなど、非常に厳しい内容になっています。補助制度も創設しましたが、この2件は今のところ改修等の予定はないため、補助制度は使わないとお聞きしています。

(林委員長) 歴史的な建造物を使ったまちづくり、それが点から線、さらに面となり、まちのデザインとして発展すれば非常に価値のあるものだと思います。指定は目標ではなく手段ですが、最終的にこの事業の目的は何でしょうか。

(山城参事) いずれも芦屋川沿いにあり、本市の都市計画マスタープランでも、まちづくりの重要な要素の1つとして芦屋川の景観を掲げています。他にも市民センターやルナ・ホールなどの川沿いの建物も含めて、市内の回遊性にもつながると考えています。景観重要建造物に指定した際、洒落た銘板を敷地内に設置しており、例えば来訪された方が写真を撮る時に、一緒に写っていただくなどといった活用も考えて取り組んでいきます。

(上月委員) 打出分室やヨドコウ迎賓館など、他にも指定を進められないでしょうか。

(山城参事) 打出分室は、兵庫県の景観形成重要建造物に指定されています。また、景観法の景観重要建造物は、重要文化財等に指定されているものを重複して指定できませんが、仏教会館は国登録有形文化財であるため、今回の指定は可能でした。法や基準などを点検して、指定できるかのチェックが必要です。

- (林委員長) 宮塚公園の活用について、課題はないのでしょうか。
- (辻部長) 市内に公園は145あり、全市域対象の総合公園と中央公園を除く143の公園は、地域の方々にこんな公園にしようということを決めていただきたいという趣旨で始めた事業です。設計の段階から地域の方々にも参加してもらい、現在は公園利用についても協議して進めています。無電柱化事業とも連動して、宮塚公園が面している道路を10年の間に無電柱化したいとも考えており、旧宮塚町住宅の整備など、点から線になります。JR芦屋駅南側の再開発もあるので、最終的には面になることを想定し、まずは宮塚公園から実施しました。まだ途中なので、そこを整合させないといけないというのが課題です。
- (林委員長) 昨年度の委員会でも市民が参加したモデル事業として、こういう成功事例をもっと広げていく必要があるのではないかと申し上げました。この方式が他で生かされている事例はありますか。
- (辻部長) 地域の方々や学識の方、関係課などで構成する協議会を作り、協議しています。他の公園でもやってみたいと言っている地区もあるため、現在、一緒に進めているところです。地域でも自らアンケートを取り、それをベースに今後の協議をしていき、全市的に広がっていけばいいと考えています。
- (木村委員) イベントについて、自分たちの地区で自主的に実施した事例はありますか。そういったことが増えていくと、活性化につながります。
- (辻部長) はい。1つは、公園は禁止事項が多いのですが、許容しようと地域の方と一緒に取り組んでいます。昨年も実施していますが、今年も実施し、一度検証しようと考えています。
- (木村委員) 市民活動センターは、改修により、すごく素敵になり、使用料も安いです。お洒落にすると、若い世代など多くの人の利用につながる成功事例だと感じた。利用状況はどうなっていますか。
- (川原部長) なるべく若い世代の方が興味を持って活用されるように考えました。外観だけでなく、中もさらに良くなっています。
本年4月にリニューアルオープンをして、利用者が増加していると聞いています。元々、男女共同参画センターだった1階スペースを広げて、お洒落で広い空間を取り、キッチンも設置して、市民活動を広げていただくよう改修しました。定期的に使いたいと貸切りで利用される方も出てきており、非常に順調な滑り出しです。「広報あしや」5月15日号の1面に写真を掲載した効果もあり、多くの方が来られていると聞いています。
- (林委員長) 2市1島プロモーション事業において、3年間の成果を事業として継続

していくのでしょうか。

(事務局：奥村課長) 阪神間と淡路島が非常に近い位置にあり、どちらに住んでも自然と都会の両方を楽しむことができる、豊かな生活ができることを自治体がPRするのではなく、実際に住んでいる方が暮らしやすくて楽しいところだと発信することが、一番のコンセプトです。それを担っていただいている暮らしナビゲーターの35名が、自分たちの言葉で、WEBサイトやSNSを通じて発信し、住んでいない方が体験することで良さを味わう企画を立てることが核であり、暮らしナビゲーターの方には島&都市デュアルという名称でこの事業を実施してもらい、これまでの旅の企画などを発展させて、発信を続けてもらうことを考えています。

(林委員長) 首都圏の移住促進事業について、好意的なイメージとは具体的にどのようなイメージでしょうか。

(事務局：奥村課長) 本市はやはり高級感というイメージはありますが、それ以外のイメージは少ないようです。「好意的」とは、自然が豊かで暮らしやすいまち、また、お洒落な店や、品質の良い商品を扱っている店があることを理解していただけたという意味です。

(林委員長) そのことは、次のシティプロモーション事業でのコンセプトとどう関係していますか。

(事務局：奥村課長) 「芦屋を歩く本 芦屋」には、お洒落な店や行ってみたいくなる店等を紹介すると同時に、市内の人には当たり前すぎて気がつかないかもしれないけれど、第三者から見たら魅力的なものを紹介しています。例えばロックガーデンです。気軽に登れる山がすぐ近くにあり、駅から徒歩でも行けます。「あしやを歩く スタンプラリー」でも、市内の魅力的な店などに協力いただいています。

(林委員長) シティプロモーションは、外部への情報発信と同時に、市民にどれだけ共有されているかが重要です。芦屋市が持っている様々な価値が市民に共有され、さらに発展させることが市民の中から作られてこない、ブランド価値としても維持できないと思います。外から見られたイメージや新しい発見が、市民に浸透しているのですか。

(事務局：奥村課長) 例えば「あしやを歩く本 芦屋」の知名度は、総合計画の市民アンケートの中で49.8%あり、認知していただいているかと考えています。この本を出した理由の1つとしては、プロモーション戦略を作る際に行ったグループインタビューで、高級住宅地として認知度は高いが、自己紹介の時に芦屋市出身であると言わない傾向があります。ですので、市民の方が第三者に対して芦屋市のプレゼンテーションをする際の一助にならないかと思ひ、出版したところもあります。本に対し好意的な意見が多かったた

め、そういう面で効果があったと考えています。

(河上委員) 芦屋の外から見ると、芦屋のモノということで、ブランドイメージを感じる部分はあります。

(事務局：奥村課長) 「資料3 芦屋市創生総合戦略の事業実施内容について(基本目標2. 若い世代の子育ての希望をかなえる)」について説明(省略)

(極楽地委員) 保育所・幼稚園から小学校入学までの小1の壁の問題について、連携した取組が必要であり、様々な委員会でもお伝えしているところです。学童保育は、今年度から民間と公営の両方になっており、カリキュラムに差があるという声があります。そういった不安の声に対して、より丁寧な説明をいただければありがたいと思っております。学校教育と家庭教育の連携がPTAの役目だと思っております。行政、地域の方々と一緒に取組を推進できればと考えています。

加えて、働いている方もPTAに入りたいという思いはあるが、実際には難しく、女性の活躍の推進に直結していると感じています。働いて仕事をするが、子どもたちに割く時間が取れないこと、働いている方で職場の理解がないと仕事を休んで学校の行事に行くことも難しく、ワーク・ライフ・バランスといった広い視野で、民間企業や行政がPTAや子育てに対して時間を割いても良いような雰囲気を作って欲しいです。

(林委員長) 個別の事業の話ではありませんが、例えば女性が活躍する社会やワーク・ライフ・バランス、また、学校運営に対して保護者がどう関わっていくのかというモデルを考えていく必要があります。総合的なビジョンを作らなければ、人口増加や子育て支援といった環境づくりができない、言い換えれば、個別の事業でそれぞれ実施しているものの、全体として成果を上げることができません。そういった切実な問題が、行政で共有されていますか。

(岸田部長) 1つの自治体では対応が難しいところもあります。各自治体が、例えば少子化への対策として待機児童対策や、学童保育を充実させることはしています。それも1つの事業ですが、ワーク・ライフ・バランスも含めた女性が輝ける社会となると、男性がどのように子育てに参加するのかという問題も出てきます。例えば本市の職員は働き方改革として、超過勤務の削減や定時退庁日を設けるなどの取組を進めています。

(林委員長) 広く見なければ、新たな課題が見えてきません。まず共有することが大切であり、それぞれの部署で解決しきれない問題だと思います。決められたサービスを法律に沿って実施しているだけでは、課題を解決できない時代になってきました。そこで、新しい課題にどう取り組み、市民と行政がお互いに考え、新しい行政サービスのあり方を考えていくのかが、

現在の行政改革です。当然、市民も参加していくのが前提になります。一方でそのような仕組みを作りながら、個別の事業を進めていくことが、本来のあり方と考えます。

(岸田部長) 仰るとおりで、市独自の事業や、国の制度の事業もあり、それら個別の事業を充実させていくことは、自治体としての責任です。例えば本市では、市内で働いている方は少なく、神戸や大阪で働いている方が多く、民間企業で働いている保護者が子どもの入学式のために休むには、民間企業の理解と協力が必要です。先程は、その場合、自治体の枠を超えてしまうという趣旨で申し上げました。

(林委員長) 私が申し上げたことはある意味、理想的なことであり、現場は大変苦勞されていると承知しています。この委員会とすれば、それぞれの事業を市民目線で、建設的な議論をしていくことです。すぐには難しいでしょうが、そういった課題があることは、この委員会の意見として付けられるように工夫をしたいと思います。

(寺見副委員長) 今後PTAではなく、PTCAになっていくと思います。行政の様々なセクションに跨っており、1つにまとめることは難しいです。

教育で言えば、これからは保護者と学校が対等な関係になってきます。ただ学校側の体制や従来行われてきた教育がどの程度、変更可能かという問題があり、今すぐの解決は難しいです。

保育所、幼稚園では保護者と一緒に保育の内容を考えるとところまでしている。働く女性の場合、子どもによって保育時間や保育課題が異なり、課題解決のため、個別的に教育・保育をしていくことになってきています。この形が学校教育にどこまで反映できるかです。PTAの連携と同時に、保護者が学校教育の運営に参入し、学校側も保護者と共に教育を進めていく意識を持つ時代がこれからくると考えています。働く女性に関しては、様々なセクションが絡むため、長期的に考える必要があります。

(林委員長) 保護者だけではなく、地域の方々が関わっていく必要がある中、キッズスクエア事業では、昨年度も新しい連携が進んでいます。昨年度の委員会では「企業との連携」でしたが、今年度は、「企業・NPO・高校・大学等」と連携先が増えています。高校が入っていることに驚きましたが、ネットワークが厚くなっていることに注目しました。

(田中部長) ネットワークを厚くする方向で考えており、平成30年度では企業の社会貢献事業との連携を行い、広域的に事業を専門的に実施していたNPOとも連携し、それぞれの持っている経験を活用しながら事業を進めているところです。また、高校や大学との連携は、主にボランティアとして事業に関わっていただいておりますが、今までの青少年リーダー等の育成事業の

代わる機能として、高校生、大学生にリーダーの体験をしてもらうことを併せて取り組んでいます。

(上月委員)

食育について、様々な取組をされており、前に進んでいると認識しています。食育は、横断的に取り組む課題教育の1つです。例えば山手小学校では、県の指定を受けて平成30年度に食育の研究発表会をしました。社会科の授業では、播磨や但馬などの五国の食材を使ったサラダを子どもたちが考える取組も行われているとのことで、地産地消にもつながっています。

読書のまちづくりについて、昨年度の委員会で、図書館の改修により魅力ある図書館にして欲しいとお願いしていました。期待どおりの図書館となっていて、色彩と細やかなところに心を配っており感動しました。さらに、図書館マップや、図書推薦のカードが作成されていたり、庭で本が読めるようになっていたり、細やかな心遣いの見える芦屋らしい図書館でした。今後も、記載にあるような連携をしていくことが必要です。

次に、精道小学校で「スマイルねっと」という組織を立ち上げ、地域の方、PTA、自治会の方などが連携して学校運営に参画し、協力したことがあります。PTAも積極的に意見を言い、一緒に学校を作っていくという意識でした。そういったことが求められる時代だと思います。今までのようなPTA活動を期待すると、離れてしまう保護者も多くおられるため、新しいあり方を、学校自身も模索していく必要があるのではないかと考えます。

(極楽地委員)

仰るとおりで、学校の先生と保護者が一緒に話し合い、対話することに力を入れて活動しています。一方的な要求ではなく、対話して、コミュニケーションを取ることを一番大事にしたいと考えています。地域と学校、保護者の皆さんといかに対話をしていくかを重視したいです。

(上月委員)

そのためには中核となるコーディネーターが必要と思います。

(極楽地委員)

仰るとおりで、一緒に考えることで、子どもと学校と家庭の全てが近い存在になることが一番の理想と考えています。

次第8 議題(3) その他

(林委員長)

それでは最後に、今後の進め方、その他について、事務局からお願いいたします。

(事務局：奥村課長)

今回の会議でございますが、8月7日水曜日18時から、東館3階大会議室を予定しております。

次回、本日のご意見を反映した資料をお渡しさせていただく予定です。

（林委員長） よろしくお願ひします。
それでは本日はこれで閉会させていただきます。ありがとうございます
た。

以 上